

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年3月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ国分広瀬店

霧島市国分広瀬一丁目1017番104 外

### 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和3年5月20日

### 3 意見の概要

- (1) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の生活環境を損ねることがないように十分留意し、周辺住民への周知も図ること。また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。なお、店舗及び乗り入れ車両の照明・騒音等、深夜営業が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、対応すること。
- (2) 市道側の車両出入りについて、事故防止の対策を行うこと。
- (3) 市道内における工事をする際は、道路法第24条（自費工事）または第32条（占用）の申請を行うこと。
- (4) 当該届出用地はすでに給水管が引き込まれているが、分岐本管が小口径であり、使用水量次第では本管末端側の水量水圧不足が懸念されることから開発地等給水申請協議を行うこと。
- (5) 下水道供用開始区域内であるため、生活排水（汚水）は、下水道を使用すること。
- (6) 工事途中において遺跡・遺物等が出土した場合は、現状を変更することなく速やかに教育委員会に連絡すること。